

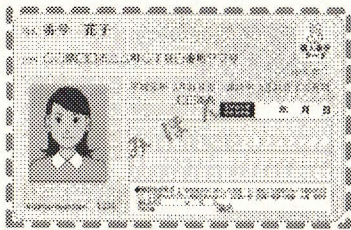
# マイナンバーの利用が始まりました

◎社会保障・税・災害対策関係手続きの際は、次の書類をお持ちください。

## 【申請者本人が手続きする場合】

「マイナンバーカード（個人番号カード）」 または 「通知カードと身元確認書類」をお持ちください。

### 【マイナンバーカード】



### 【通知カード】



+

### 【身元確認書類】（氏名・住所・生年月日のうち、2つ以上の記載が必要）

○いずれか1点

- ・運転免許証
- ・療育手帳
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身体障害者手帳
- ・写真付き住民基本台帳カードなど

○左記の身元確認書類がない場合は、次のうちいずれか2点

- ・保険証
- ・公共料金の領収書
- ・年金手帳
- ・資格証明書
- ・顔写真なしの社員証など

## 【代理人が手続きする場合】 次の①～③を各1点ずつお持ちください。

- ① 代理権の確認書類（●法定代理人の場合…戸籍謄本、後見人の登記事項証明書 ●任意代理人の場合…委任状）  
※上記の書類がない場合は、申請者本人の「運転免許証・パスポート・健康保険証」など
- ② 代理人の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ③ 申請者本人のマイナンバー確認書類（本人のマイナンバーカードまたはその写し、本人の通知カードまたはその写し）

